

## 佐賀県選挙管理委員会告示第 56 号

令和 3 年 10 月 31 日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 3 項の規定に基づく選挙人名簿の登録について、同項に規定する選挙時登録の基準日を次のとおり定める。

令和 3 年 10 月 14 日

佐賀県選挙管理委員会委員長 大 川 正 二 郎

選挙時登録の基準日

令和 3 年 10 月 18 日。ただし、年齢については、令和 3 年 10 月 31 日